

主な記事

|                 |    |
|-----------------|----|
| 自民税調が消費税減税の勉強会  | 2面 |
| 相続時精算課税適用の申告が増加 | 2面 |
| ふるさと納税、今年も見直しか  | 3面 |
| 徴収部長会議を開催       | 3面 |

6年分の所得税等確定申告状況

所得金額は3.2%増の51兆1600億円

定額減税の影響で納税人員は減少

国税庁は5月30日、令和6年分所得税等および個人事業者の消費税の確定申告状況を公表した(2面に関連記事)。6年分の申告所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、前年比0.6%増の2338万9000人と増加した。そのうち申告納税額のある人(納税人員)は、同22.6%減の517万5000人、所得金額は、同3.2%増の51兆1604億円、申告納税額は、同8.6%増の4兆3989億円だった。定額減税の影響で納税額が生じない人が一定数いたことにより納税人員は減少したが、地価や株価の上昇で譲渡所得が増加したこと、副業により収入を得た人の増加などによって所得金額と申告納税額が増加したとみられる。

土地等の譲渡所得(総合譲渡を含む)を申告した人は、同4.3%増の57万8000人、そのうち、所得金額がある人(所有所得)は、地価が全国増の6兆4993億円

所有人員は、日経平均株価が上昇したことから同13.4%増の73万5000人と増加し、その所得金額は、同42.7%増の8兆854億円と増加。有所得人員、所得金額ともに株式等譲渡益課税が申告分離課税方式に一本化された15年以降で最高だった。なお、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した人は、同13.3%減の41万5000人となっている。

令和5年10月からインボイス制度が導入され、制度導入後2回目となる6年分の個人事業者の消費税の確定申告は、申告件数が前年より15万件増加し、同7.5%増の212万件だった。

申告納税額は、同16.8%増の8004億円と前年分より1154億円増加した。申告納税額が増加したのは、5年分は10月以降の最大3カ月分の取引が申告対象だったが、6年分は1年間分の取引が申告対象だったことなどによる。

なお、6年にインボイス発行事業者となった個人事業者は、約27万人だった。

関与先のマイページ情報が参照可能に

税理士 委任関係の登録で

国税庁は5月26日、税理士が関与先納税者のマイページ情報を参照できるようにしたと発表した。同日からe-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能としている。すでに委任関係の登録を行っている税理士は、改めて委任関係の登録を行うことなく参照することができ、参照に当たっては、税理士用電子証明書やマイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要となる。また、7年5月時点では、電子通知を希望した通知書など、参照できない情報があるとしている。

政府税調

調整のイメージ3案を示す

物価上昇など反映の基礎控除等の適時引上げで

政府税制調査会は5月29日、活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立的な税制に関する専門家会合(座長 佐藤英明慶応大学大学院教授)を開催した。令和7年度税制改正法の附則に盛り込まれている物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策について検討が行われ、財務省から

具体的調整のイメージが示されるとともに、システム開発ベンダーの業界団体を招いて基礎控除等の額を決定し、X+1年の通常国会に改正法案を提出。X+2年分の所得税から適用(X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施)する。物価変動をタイムリーに反映できるのが特徴だが、システム改修を含む源泉徴収

①では、例えば、X年第3四半期に対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定し、X+1年の通常国会に改正法案を提出。X+2年分の所得税から適用(X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施)する。物価変動をタイムリーに反映できるのが特徴だが、システム改修を含む源泉徴収

②では、例えば3年おきに第3四半期の対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定する。法案の提出時期、適用のタイミングは①、②と同様。物価変動を比較的タイムリーに反映でき、システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要もないが、改修時期の予測可能性は低い。

③では、例えば前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定する。法案の提出時期、適用のタイミングは①、②と同様。物価変動を比較的タイムリーに反映でき、システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要もないが、改修時期の予測可能性は低い。

これらの案について、システム開発ベンダーの業界団体のうち一般社団法人人事労務システム協議会からは

今の顧問報酬は適正額ですか？



顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)



www.souchi.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

松本好正 著

▼A5判・460頁・定価3960円(税込)

事例と解説による

みなし譲渡所得課税の実務

本書は、所得税法59条だけでなく譲渡があったものとして課税される見落としがちな事項を迅速・情報・判例から厳選し60余の事例で解説。個人から法人(公益法人、権利能力なき社団等)に対する贈与・遺贈、包括遺贈に係る限定承認、共有地分割、借地権課税、遺留分侵害額請求による財産の移転など、一歩踏み込んだみなし譲渡所得課税における究極の一冊!!

齋藤文雄 著

▼A5判・1100頁・定価4400円(税込)

第4版 消費税医療・介護・福祉における実務

補助金等(特定収入)の支給対象である医療・介護・福祉施設は、インボイス制度の施行に伴い、仕入控除税額の再調整が必要なケースも多く、実務面の再確認が必要です。医療・介護・福祉サービスにおける税務のポイントを網羅的に解説し、課税・非課税の判定に重要な厚労省告示も多数収録した4年ぶりの大幅改訂版。

鳴島安雄・富川泰敬 編著  
深澤英雄・宮川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二 著

▼A5判・520頁・定価2420円(税込)

令和7年版 税務必携 タックスファイル

体系的かつ簡潔明瞭に「各税を網羅的に解説した見やすさ」「携行できるコンパクトさ」をコンセプトに、主に税務大学校研究部に勤務経験のある税理士が集まり、「知りたいことがすぐわかる」ように編集。実務に役立ち持ち運びに便利でコンパクトな税務ガイドブック。最新の税額表に対応!!

甲斐裕也 編

▼A5判・1800頁・定価6050円(税込)

令和7年版 相続税・贈与税関係 租税特別措置法通達逐条解説

相続税・贈与税関係租税特別措置法通達の趣旨や考え方を、実務における留意事項等を交え逐条的に解説するとともに、通達集として、また解説書としての両面から活用できるよう編集。前回版(令和4年4月刊)以降の改正項目を織り込み改訂。

山本和義 著

▼A5判・240頁・定価2750円(税込)

老老相続の問題点と対応策

老老相続の現状から発生する問題点とその対応策、高齢単身・高齢夫婦世帯の相続手続と相続税、残された財産の把握のために必要な公的機関等への照会方法などについて具体的事例を交えて解説。

松岡章夫・山岡美樹 共著

▼A5判・230頁・定価2750円(税込)

相続を見据えた計画的な生前贈与のポイント

暦年課税と相続時精算課税のそれぞれのメリット・デメリットを多角的な視点から解説。書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい。TEL 03-3829-4141(代) FAX 03-3829-4001 国税速報メールサービス「税のしるべ」電子版、アクセスは、次のアドレスで! <https://www.zaikyo.or.jp>



# 消費税減税を巡り勉強会

## 自民税調

### 実務上の課題など示す

#### システム改修等の準備が必要

物価高対策が求められる中、税率の引下げなどを含む消費税の取扱いについて、自民党税制調査会(宮沢洋一会長)は5月23日、同党本部で会合を開き、実務上の課題や財政に与える影響などについて資料をもとに確認した。会合は勉強会という位置づけで、今後の具体的な方向性などは特には出ていないよう。

勉強会で示された税率変更時(3↓5%)、布から少なくとも1年半料では、税率変更に伴う実務上の課題として、消費税率の税率変更は適切に価格に反映されることが重要で、税率変更により事業者が対応する必要がある。税率変更を踏まえた価格改定やシステム改修等の対応が必要だとしている。そして、過去の税率変更時は、改正法公

・認可料金の改定、切手の額面変更等についても検討・準備が必要になる。例えば、鉄道等では、1円単位だけでなく、現金対応の観点から10円単位でも運賃認可等を行った上で、運賃表の作成や、券売機・システムの改修、運賃掲示板の貼替えが、電気・ガス(規制料金では認可等が郵便料金では届出等が、水道料金では自治体によっては水道条例の改正が必要だと指摘している。

さらに、軽減税率の引き下げの場合、事業者の資金繰りに及ぼす影響として、仮に軽減税率対象品目の税率を0%とする場合、標準税率(10%)で仕

バックパッカーのバイブルと言われる沢木耕太郎氏の紀行小説『深夜特急』は多くの若者を旅へと駆り立て、80年代、90年代のバックパッカーブームを後押しした。現在は、コロナ禍の空白に伴う旅行意欲低下と円安による旅費高騰などで若者の海外旅行離れが進んでいるという★外務省が発表した統計から令和6年の日本人のパスポート保有率を割り出すとわず

## 6年分贈与税申告

### 相続時精算課税が大幅増

適用者は59%増の7万8000人

国税庁は、令和6年分の贈与税の確定申告状況を公表した。

贈与税の申告書の申告人員は、前年比7・0%減の47万人で、そのうち、申告納税額がある人(納税人員)は

同11・4%減の33万人、その申告納税額は、同10・9%増の3935億円だった。申告納税額は、贈与税の基礎控除額が現行水準に引き上げられた平成13年以降で最高額だった。令和5年度税制改正により、6年1月1日以後、相続時精算課税の適用が、相続時精算課税は、新たに10万円基礎控除が創設されるなど使い勝手の向上が図られた。これにより、相続時精算課税を適用した申告人員は、前年比59・2%増の7万8000人と大幅に増加した。その

うち、申告納税額がある人は、同24・6%増の60000人で、申告納税額は、同17・5%増の661億円だった。他方、相続前贈与の加算期間が3年から7年に延長された暦年課税は、申告人員が同14・0%減の39万7000人で、そのうち、申告納税額がある人は、同11・8%減の32万7000人と減少したが、その申告納税額は

同9・7%増の3274億円と増加した。また、住宅取得等資金の非課税の申告状況をみると、申告人員は同27・5%減の4万5000人、住宅取得等資金の金額は、同28・2%減の3435億円、非課税の適用を受けた金額は、同29・2%減の3173億円と減り、申告人員は同27・5%減の4万5000人、住宅取得等資金の非課税措置が5年末で終了予定だったため、駆け込みで適用を受けた人が多かったことで5年分が大幅に増加し、その反動で減少に転じた。なお、同措置は6年度改正により、8年末まで延長されている。

確定申告書の申告人員全体の35・2%が、自宅からe-Taxで申告した。また、自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した人は、同29・0%増の408万人で、前年より92万人増加し、自宅からe-Taxで申告した人の約半数を占めている。そのうち、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した人は、同44・0%増の352万4000人で、前年より108万人増加した。

このほか、「給与所得の源泉徴収票」データのマイナンバー連携の利用者は7000人だった。このほか、「給与所得の源泉徴収票」データのマイナンバー連携の利用者は、前年の約4倍の23万人と大幅に増加した。

## 6年分所得税申告

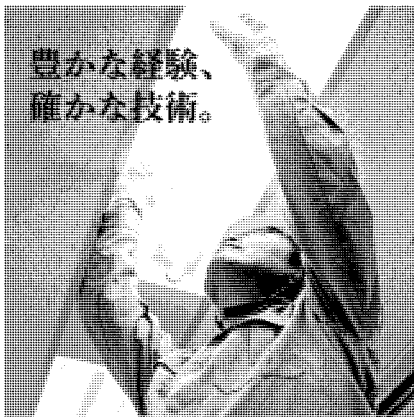
### 35%が自宅からe-Tax

住宅ローン控除年末残高情報マイナポ連携は7000人

国税庁は、令和6年分の所得税等確定申告のe-Taxの利用状況等をまとめた。e-Taxにより所得税等の確定申告書を提出した人は、前年分の約127万人多い1732万人(前年比7・3%増)で、全体の74・0%(申告人員ベース)で、e-Tax送信件数ベースでは75・7%がe-Taxで申告をした。申告人員の約4人に3人が

e-Taxで申告をしたことになる。納税者のうち、自宅から同片ホームページの「確定申告書作成コーナー」や各種会計ソフトを利用してe-Taxで申告をした人は、同19・4%増の824万2000人に上り、前年分から134万人増加。所得税等の

このほか、マイナポータル経由により、控



豊富な経験、  
確かな技術。



大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社/〒760-0067  
高松市松福町2丁目4-6  
TEL087-851-1178(代)  
FAX087-851-3621

支店/愛媛 営業所/徳島・北島  
建設所/綾川

DAIICHI  
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO.,LTD.

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

# 適正運営に向け今年も見直しか

## ふるさと納税

総務省はこの数年、ふるさと納税の適正化に向けて運用の見直しを進めている。令和6年の見直しでは返礼品を強調した宣伝広告を行うことやふるさと納税ポータルサイトによるポイント付与の禁止などを決めた。返礼品を強調した広告宣伝の禁止などは6年10月から適用されており、ポイント付与の禁止は今年10月から適用される。4月25日開催の地方財政審議会では、同省からふるさと納税の見直しに関する課題・事例が新たに提示され、今年もこれらに対処するための見直しが行われる可能性が高まっている。

## 総務省が課題等を新たに提示

### 付加価値基準で独自解釈の事例あり

同省が示した課題・事例は、①返礼品調達費用やポータルサイト事業者手数料等の募集費用が5000億円を超える規模となり、これらの費用の透明性の確保、②「海外産のワイ

ンを区域内の事業者が礼品に關し、区域外で製造・加工された飲食料品やアウトドア用品等に、単に市町村名等を印字したものについて、広報への活用実態にかかわらず返礼品として扱われるケースが見受けられる、③自治体の広報目的で生産された返礼品に關し、区域外で製造・加工された飲食料品やアウトドア用品等に、単に市町村名等を印字したものについて、広報への活用実態にかかわらず返礼品として扱われる、④返礼品のうち製造・加工品については、区域内で「相応過半」の付加価値が生じている」ことを要件(付加価値基準)としているが、これまで付加価値の算出方法を明示していない。結果、例えば、国内で製品を企画立案し、海外で製造を行っている電化製品等について、自治体側が「海外での製造における付加価値は半分未満」と説明するケースが見受けられる、⑤返礼品の確認件数が年々増加して約100万件(令和6年度指定時)となり、国・地方を通じた事務負担が増大している――の5点。

これらの中で、付加価値の算定方法について、同審議会の委員から「原則金額ベースとし、複数ある判断指標を1つに統一すべき」といった意見がある一方、「一律の基準しか認めない仕組みとすべきではない」との意見もあった。

なお、過去のふるさと納税に係る運用の見直しは6月末ごろに告示等を改正して行われている。

## フリースタイル

★法人版事業承継税制のあらましなど公表  
国税庁は5月23日、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし」や「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」などを公表した。令和7年度税制改正では、法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等が見直されており、役員就任期間が特例措置に限定して事実上撤廃されている。

★個人が株式等を譲渡した場合の改正のあらましなど公表  
国税庁は5月27日、「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和7年度税制改正のあらまし」と「公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例のあらまし」を公表した。個人が株式等を譲渡した場合の改正のあらましでは、7年度税制改正におけるエンジェル税制、NISA、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の改正などについて説明している。

## キャッシュレス納付などで意見交換

### 国税局徴収部長会議を開催

国税庁は5月19、20日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局徴収部長会議を開催した。

管理運営部門関係では、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組みについて議論。同庁では、納税者の利便性の向上、納税事務の効率化、現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減等に向けた取組みを行っており、キャッシュレス納付による口座振替)が8日号4面参照)を活用

した今後の利用勧奨方法について各局と意見交換を行った。キャッシュレス納付割合が高い地域は、金融機関の協力が大きいことから、今後金融機関等と連携しながら利用拡大に向けた取組みを実施していく方針だ。

他方、徴収部門関係では、6年度の租税滞納状況に関して、同庁における各局の分析・評価について説明。また、7事務年度の徴収事務運営方針案を示し、主な論点として①納税コールセンターを中心とした期限前・督促前納付指導など、未然防止・早期徴収の

## 中学生の税の作文 募集開始

7年度 締切は9月3日

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁はこのほど、令和7年度の中学生の「税についての作文」(後援＝一般財団法人大蔵財務協会など)の募集を開始した。募集要項によると、テーマは「税に関すること」で、内容が税に関するものであれば何でもよい。作品は本人が創作したもので、未発表のものに限る。

文字数は題名も含めて1200字(400字詰め原稿用紙3枚)以内。作文のはじめに中学校名(例えば、〇県〇市立〇中学校)、学年、氏名(ふりがな)、題名を明記する。日本語で書かれたもの限定で、パソコンで作成して印刷した作品の提出も可能となっている。

通っている中学校を通じて、その地区の納税貯蓄組合連合会に提出する。直接、その地区の納税貯蓄組合連合会へ提出することもできる。応募締切は9月3日。

優秀な作品には、内閣総理大臣賞をはじめ、総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞などが贈られる。入選発表は11月初旬を予定している。

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588  
TEL：026-245-0121 (代表)



地域に拓き、貢献する  
優良企業



阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号  
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678  
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263  
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875  
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137  
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603  
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144  
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678  
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

精麦・精米・倉庫業(精麦部)  
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)  
出光昭和シェル特約店(石油部)  
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)  
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

地方創生2.0の基本構想の骨子案

ふるさと住民登録制度の創設を

住所地以外の自治体に登録可能に

政府は5月22日、地方創生2.0の基本構想の骨子案を公表した。その中で、住所地以外の自治体に登録することのできる「ふるさと住民登録制度」を創設するとした。これは、関係人口を登録・可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげるもの。総務省は、誰もがアツリで簡単・簡便に登録でき、自治体の既存の取組みを緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みの構築を目指すとしている。同骨子案は同日に開催された新しい地方経済・生活環境創生本部の有識者会議で示された。

とが想定されている。関係人口に対する取組事例も紹介されており、例えば、④の二地域居住では、福島県のテレワーク支援補助金がある。

これは、移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペースなどでテレワークを行った費用等を補助するもので、福島県外在住の雇用者、法人、福島県外在住の個人事業主等が対象となる。補助金の対象は宿泊費

「下請」など用語見直し  
改正下請法  
来年1月から施行 中企庁が講習会を開催  
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が5月16日、参院本会議で可決、成立した。令和8年1月1日に施行される。改正に伴い、法律名が下請代金支払遅延等防止法は「製造委託等に関する中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」となる。中企庁が講習会を開催する予定している。

今回の改正のポイント、運用における注意すべき点についての解説も含めたプログラムを予定している。また、6月27日14時からステーションコンファレンス東京(東京都千代田区丸の内1-7-12サピアタワー15F501・502)で対面の講習会も開催する。

年金制度改革法案の修正で合意

自民、公明、立民の3党党首

自民、公明の与党と立憲民主党は5月27日、3党の党首会談を開催し、政府が国会に提出した年金制度改革法案(5月26日号1面

国会で成立する見込みとなった。修正案では、4年後に予定される公的年金の財政検証の中で、老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合等には、その底上げに向けて必要な措置を講じる旨が盛り込まれている。

法案成立のめどが立ったことで、同法案の成立を前提としている令和7年度税制改正大綱に盛り込まれている確定拠出年金(企業型、個人型)の拠出限度額の引上げなども実現する見通しとなった。

中小企業診断士の受験料を見直し

累積赤字の一次試験は引上げ、二次試験は引下げ

令和8年度の中小企業診断士試験から二次試験での口述試験を廃止した上で、受験手数料を一次試験が現行の1万4500円を1万7200円に、二次試験が現行の1万7800円を1万5100円にそれぞれ見直すこととなった。一次試験、二次試験の受験料の合計額は3万2300円

これは、移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペースなどでテレワークを行った費用等を補助するもので、福島県外在住の雇用者、法人、福島県外在住の個人事業主等が対象となる。補助金の対象は宿泊費

これを踏まえ、8年度以降の受験料等について検討を実施したところ、現行の受験料が経費増を反映したものになっておらず、一次試験の累積赤字も積み

施行令で定める上限(3万2300円)を大幅に超過することになった。しかし、受験者の試験への負担軽減、中小企業診断士の総数の拡

大を図る観点から受験料の総額の引上げは望ましいものではないと判断。8年度から二次試験のうち口述試験の廃止で経費削減を行った上で、受験料の総額を維持しつつ一次試験・二次試験それぞれの受験料を改定することとなった。

同試験の受験料の見直し等を検討していた中小企業経営支援分科会の資料によると、もとも他の主な国家資格の受験料と比較し、中小企業診断士試験は

現行でも受験料が高い水準にある(表参照)。他方、二次試験における口述試験は過去10年間で不合格となった受験者(当日欠席者を除く)が3人のみ(合格率99.98%)で、適性試験として十分に機能しているとは言えない状況にあった。

| 資格名     | 受験手数料                                         |
|---------|-----------------------------------------------|
| 弁護士     | 2万8000円                                       |
| 公認会計士   | 1万9500円                                       |
| 税理士     | 1万円(最大)<br>※受験科目数によって変動                       |
| 弁理士     | 1万2000円                                       |
| 行政書士    | 1万400円                                        |
| 司法書士    | 8000円                                         |
| 社会保険労務士 | 1万5000円                                       |
| 土地家屋調査士 | 8300円                                         |
| 中小企業診断士 | 3万2300円<br>うち<br>一次試験は1万4500円<br>二次試験は1万7800円 |

そこで、累積赤字の積み上がっていた一次試験の受験料を引上げる一方、口述試験を廃止することで二次試験の受験料を引き下げることが決まった。

プロ・コール PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

プロ・コール PRO15

プロ・コール SMART24

電子申告済 28.12.28

山本

サンビー株式会社

心臓の巡り湯

身体のだるさを温める。

生薬の巡り湯

生薬ははじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

松田医薬品株式会社

いつの時代にも人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業 吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135

TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359

http://www.yoshimurakensetu.co.jp

続

傍流の正論

税相を斬る

■ 弁護士・税理士 品川 芳宣

44

財産評価基本通達（評価通達）6項を適用した課税処分を最高裁判所として初めて適法と認めた最高裁令和4年4月19日判決では、被相続人が生前、銀行からの多額な借入金によって賃貸マンションを購入し、その取引価額と通達評価額の開差を利用した租税回避行為が問題とされた。

しかし、このような相続税対策については、資産家であれば多かれ少なかれ行っていることであるが、どこまで問題にするかである。

例えば、相続税対策を兼ねて、賃貸用マンションを購入していたところ、その購入10年後に相続が発生し、その賃貸用マンションの通常の取引価額と通達評価額との間に3倍の開差があった場合に、評価通達6項を適用して課税できるか、という問題がある。この場合にも、評価通達6項を適用できるとすると、評価通達が定める評価基準制度が崩壊するであろう（同通達で全財産の評価額を定める意味がなくなり、同通達は必要なくなる）。

そうであれば、先のような不動産等の取得と相続・贈与までの間にどの程度の期間が必要であるか、ということが問題になるはずである。ちなみに、前述の最高裁の事案では、3年5月の差があったが、そのことは誰も指摘していない。

この点に関しては、昭和末期に土地バブルが最も激しかった頃、相続開始前に土地等を買えば相続税が大幅に減少する事態となり、それに対抗するために、昭和63年末、相続特別措置法69条の4が立法され、相続開始前3年以内に取得等をした土地等又は建物等（居住用を除く）についての課税価格をその取得価額とする、こととされた。

このような土地等を取得する節税策は、法人が大量に取得することにより、その株式の純資産価額を零（又はそれに近く）にする手法としても使われた。そのため、今度は、平成2年の

評価通達の改正により、株式を純資産価額方式で評価する場合には、課税時期前3年以内に取得した土地等及び家屋等をそれらの「通常取引される価額」によって評価することとした（評価通達185かつこ書）。

かくして、法律及び通達を通して、不動産を取得することによる節税封じについては、取得後と課税時期との間につき、いわゆる「3年しぱり」という用語が使用されることになった。この「3年」という期間の根拠は、当時の市中金利の下では、3年以上前から借金して不動産を取得しても利子の方が高くなるから節税の効果がなくなること、3年間の地価動向に照らしその取得価額が課税価格なり時価に近似していること、節税と不動産取得との関係が明確であること、等にあった。

その後、平成8年には、相続特別措置法69条の4が地価の大幅下落に対応困難となり廃止されたことにより、評価通達上の「3年しぱり」も廃止すべき旨の声も上がったが、評価通達では、地価が下落しても「通常取引される価額」で評価し得ること、現在、現在まで継続している。しかし、現在のような超低金利時代では、「3年」という期間は短すぎるという声も上がっている。

ところで、不動産の取得等の経済取引と課税時期との期間については、相応の期間制限があって然るべきであると考えられる。例えば、冒頭で紹介した最高裁令和4年判決の事案では、不動産取得から3年5月後に相続が発生しているが、これが5、6年前の不動産取得になると評価通達6項の適用も問題になるであろう。

また、評価通達189では、株式保有特定会社等の判定につき、「課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があったときには、その変動はなかったものとみなす旨定めているが、それともどこまで遡るか定かではない。さらに、評価通達186の2は、現物出資等に係る評価差額につき無期限に法人税額等相当額の控除を認めないとしているが、これも帳簿の保存義務等に照らし、現実的ではない。ともあれ、ある経済取引を課税上制限するためには、当該経済取引と課税時期との間に相応の「期間制限」があって然るべきであると考えられる。

ところ、破産法における法人の破産手続においては配当されない部分の金銭債権を法的に消滅させる手続がないためです。」と記載がされています。

この記載によれば、取引の相手方である法人が破産した際の取扱いについて通達が明確に定めていないのは、破産法の手続上、破産した法人との関係で、債務免除や切捨て等の金銭債権の処理が行われないことが理由と考えられます。

2 法人が破産するまでの流れ  
法人が破産をする場合、裁判所に対して破産手続開始の申立てを行います。申立ては、債権者に秘匿されて行われることも多く、債権者が取引先法人の破産手続開始の申立ての有無や時期等を事前に把握することは困難です。

申立てを受けた裁判所が、破産手続開始の原因となる事実があると認めた場合、破産手続開始決定がなされます。そして、裁判所は破産手続開始決定後、直ちに公告及び破産手続開始の申立書に記載されている債権者に対して、破産手続開始決定通知書を郵送します。

債権回収会社でもない限り、官報で法

人の破産の状況を追うことは基本的には考えられないため、債権者は裁判所からの通知によって取引先が破産手続を開始したことを知ることになるのが通常です。

もっとも、破産手続開始決定＝債権の貸倒れではありません。破産手続開始決定後、裁判所により選任された破産管財人が債権者に対して配当を実施すべく、破産法人の有する財産的価値のあるものを換価し、債権者への配当を目指します。

債権者は、破産手続の中で、配当がない（廃止）、もしくは、一部配当があったものの、債権全額の配当には至らない（終結）が明らかとなったタイミングで貸倒処理を視野に入れることになります。

3 貸倒損失計上の時期  
破産手続廃止決定又は終結決定により破産法人の法人格が消滅するため、破産手続の廃止決定又は終結決定により、破産法人に対する金銭債権が消滅したものととして処理をされます。

前述の国税庁の質疑応答事例も、債務者が存在しなくなった時点＝債権回収が不能との考え方を基本姿勢としており、この考え方は破産法とも整合します。

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要

税務・実務のポイント

Part2

8

■ BGU税法倶楽部 弁護士 毛塚 衛

破産債権の流れ

今回は、取引先の法人が破産に至った場合の金銭債権の貸倒れの計上時期について解説していきます。

1 法人税基本通達の取扱い

金銭債権の貸倒れについては法人税基本通達9-6-1、9-6-2、9-6-3に取扱いの定めがあります。もっとも、取引の相手方が破産した場合について通達上明確な取扱いは定められていません。

法律上の貸倒れについての通達である9-6-1に破産についての取扱いが定められていない理由として、国税庁の質疑応答事例（「残余財産がない法人の破産手続終結の決定があった場合における当該破産法人に対する金銭債権の貸倒れ」）によれば、「同通達がその金銭債権を消滅させる法的手続を列挙したものである

債務者が存在しなくなった時点＝債権回収が不能

破産手続の廃止決定等により金銭債権が消滅したとして処理

医療法人 松 籟 会

会 長 井 上 克 己  
理 事 長 井 上 洋 一 郎

精神科・心療内科・内科

松 籟 病 院

院 長 井 上 素 仁  
唐津市鏡虹の松原駅西側 (Tel)0955-77-1011



日本医療機能評価機構認定病院

内科・外科・脳神経外科・整形外科（救急指定）

河 畔 病 院

院 長 湯 ノ 谷 誠 二  
唐津市松南町東唐津駅前 (Tel)0955-77-2611

介護老人保健施設

ケアハイツ虹

施設長 古 賀 壽 男  
唐津市浜玉町横田下177 (Tel)0955-56-2572



ENEOS株式会社特約店



ユウシード東洋株式会社

代表取締役 池 永 大 介

〒848-0041 伊万里市新天町字中島460番地6

TEL.(0955)23-7111(代) FAX.(0955)23-7115

重要無形文化財

陶芸 井 上 萬 二

佐賀県西松浦郡有田町南山丁307

TEL 0955-42-4438

FAX 0955-42-6283

裁決事例集

241

裁決のポイント

請求人が発注した昇降機設備の工事の対価の支出は、資本的支出に該当し、実質的に新たな資産を取得したとも認められないため、中小企業経営強化税制の特別償却は適用できないとした事例。

審査請求人が、昇降機設備の工事により建物附属設備を取得したことから、中小企業経営強化税制の特別償却を適用することができるとして、法人税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該工事により建物附属設備を取得したとはいえないから、当該措置を適用することはできないなどとして法人税等の更正処分等をした。それに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該工事の対価の支出は資本的支出に該当し、実質的に新たな資産を取得したとも認められないため、当該工事により、当該工事が施工された後の昇降機設備を取得したとはいえないとして、処分は適法とした(令和6年4月8日付、非公開裁決)。

基礎事実等

請求人は、繊維製の綱網製造及び販売並びに不動産の賃貸及び管理等の事業を営む法人である。

請求人は、令和2年10月14日に、本件請負業者との間で、請求人を発注者、本件請負業者を受注者として昇降機設備の工事(本件工事)に係る請負契約を締結した。

本件工事では、本件工事が施工される前の昇降機設備(本件施工前設備)のかがご室、乗場扉、三方枠及びレール等を流用して、巻上機、制御盤、操作盤、表示器員及び着床装置等の制御機器等の更

請求人が発注した昇降機設備の工事、中小企業経営強化税制の適用は不可

編集部編

新、戸開走行保護装置、停電時自動着床装置及び地震感知器(本件新規追加装置)の設置等が行われた(本件工事が施工された後の昇降機設備を本件施工後設備)。

本件施工後設備について、2年10月16日付で、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」と題する書面(本件証明書)が発行され、本件施工後設備が、取得(予定)日を含む年度から14年前の年度以降に販売開始された製品であること及び旧モデルと比較して1%以上の生産性の向上が認められること、すなわち、販売開始時期要件及び経営力向上要件を満たすことを証明する旨が記載されている。

請求人は、遅くとも3年2月28日まで、本件施工後設備を不動産の賃貸及び管理に係る事業の用に供した。

請求人は、本件工事の対価735万円について、租税特別措置法第42条の12の4(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)第1項の規定(本件規定)が適用されるとして、普通償却の償却限度額3万6137円と特別償却の償却限度額731万3863円の合計額735万円を、2年3月1日から3年2月28日までの事業年度の損金の額に算入した。主な争点は、請求人は、本件工事により、本件規定の建物附属設備として本件施工後設備を取得したか否か。具体的には、請求人は、本件工事により本件施工後設備を取得したといえるか否か。

請求人の主張

本件工事により、本件規定の建物附属設備として、本件施工後設備を取得した。資本的支出の内容が、物理的に新規に追加取得したものにより、資産が全体として新たな機能を獲得したといえる場合には、実質的に新たな資産を取得したと認めるべきである。本件証明書により、本件施工後設備が販売開始後14年以内の新しい製品であることが証明されたことから、仮に、本件工事の対価の支出が資本

的支出に該当するとしても、請求人は、本件工事により実質的に新たな資産を取得したと認められる。

審判所の判断

本件規定の適用に当たっては、本件工事の対価の支出が、資本的支出に該当する場合には、原則として、資産の取得があったとはいえないため、本件規定の適用がなく、また、本件工事の対価の支出が、資本的支出に該当した場合であって、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、例外的に本件規定を適用することができる。

本件施工後設備の相当部分が本件施工前設備の部品で構成されており、本件工事では、本件施工前設備が全体として解体及び撤去された事実はなく、請求人は、本件工事の過程を通じて、本件施工前設備を有していたと認められる。そして、本件工事により付加された本件新規追加装置の機能により、本件施工前設備の価額が増加しており、本件工事の対価の支出は、資本的支出に該当すると認められる。また、当該支出の内容は、そののみをもって一個の資産として機能するものではないから、実質的に新たな資産を取得したとも認められないことから、請求人は、本件工事により、本件施工後設備を取得したとはいえない。

なお、資本的支出の内容が、実質的に新たな資産を取得したと認められるかは、当該資本的支出により得たもの自体が一個の資産として機能し、資産本体とは別個の資産として管理及び償却を行うとしても問題ないかどうかで判断すべきであって、物理的に新規に追加取得したものであり、資本的支出をした後の資産が全体として新たな機能を獲得したといえるかどうかで判断すべきではない。また、本件証明書は、本件施工後設備が販売開始時期要件及び経営力向上要件を満たすことを証明するものであって、本件工事に係る資本的支出の内容が、実質的に新たな資産を取得したと認められることを証明するものではない。

注目の二冊

税務必携 タックスファイル

(令和7年版)

鳴島 安雄／富川 泰敬 編著

事業経営者や経理従事者等にとって、税と社会保険の知識は必要不可欠であり、幅広い知識が求められる。

本書は、体系的かつ簡潔明瞭に、「各税を網羅的に解説した見やすい書籍」「携行できるコンパクトな書籍」というコンセプトで、主に税務大学校研究部に勤務経験のある税理士が集まり、「知りたいことがすぐわかる」ように編纂した。

また、主要な租税(所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税及び地方税)について、原則的に「①納税義務者」「②課税物件」「③課税標準」「④税額算出方法・税率」「⑤申告・納付」を共通項目として整理し、単体での理解だけでなく、体系的な理解ができ、実務に即役立つように構成。

実務に即した内容で実務上の必携書として、租税法の入門書又は復習書として、幅広い活用が可能な一冊。

巻末には、給与所得の源泉徴収税額表、耐用年数表、土地評価についての調整率表、印紙税額一覧表、年齢早見表等の税務実務等で必要な資料を収載。

A5判、510ページ。定価2420円(税込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(Tel 03-3829-4141、FAX 03-3829-4001)。



Shinkumi Bank



ちかくにいるから、チカラになれる。



佐賀西信用組合

理事長 井上 英夫

本店／佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1

☎ (0954) 63-2411 (代表)



佐賀宇部コンクリート工業株式会社

代表取締役 福岡 桂

本社／佐賀市水ヶ江一丁目2番33号 ☎ (0952) 24-0111(代)

中央研究所／佐賀市鍋島町森田 ☎ (0952) 31-5571(代)

工場／佐賀・武雄・鳥栖・伊万里

医療法人財団 友朋会

www.yuhokai.com

嬉野温泉病院

Tel 0954-43-0157 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919

精神科、児童思春期精神科、老年精神科、心療内科、内科、リハビリテーション科、泌尿器科、眼科、皮膚科

介護老人保健施設 朋寿苑

Tel 0954-42-2900 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919

小規模多機能ホーム 孝心の里

Tel 0954-43-7550 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2045-4

ものわすれメンタルクリニック Tel 092-534-5151

ものわすれ外来、通所リハビリテーション 福岡市南区大楠2丁目15-28

有料老人ホーム、認知症通所介護

税の活動で 企業の繁栄と社会に貢献



公益社団法人

佐賀法人会

会長 田島 広一

事務局／佐賀市神野東4-1-19 (大同生命ビル2F)

☎ (0952) 31-5039(代) FAX (0952) 31-6348

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/saga/>

口福なる

新

晩酌術

■ 酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

ラベルに「生」と記される日本酒は美味しそう、という声をよく聞きます。「生」と表示のない一般的な日本酒は、「火入れ」という工程を経ています。火入れと聞くと、お酒を煮立てているような響きがあり、格落ちのように感じるのでしょうか。でも生酒と火入れ、どちらが上ということではなく、それぞれ違った魅力があります。

火入れの目的は、酒質を安定させること。火入れをせず、搾ったままの生酒の状態では、酵素や微生物によって、味や香りが変質したり、雑菌が繁殖する危険性があります。そこで、60℃～65℃ぐらいの温度で短時間加熱殺菌して酵素の働きを止めます。これを「火入れ」と呼びます。火入れのあとはすぐに冷却し、風味が損なわれないようにしています。

火入れを行うのは、一般的な日本酒は貯蔵前と瓶詰め前の2回。火入れを全く行わないお酒が「本生」、または「生酒」。貯蔵前に一回火入れする「生詰」、生で貯蔵して瓶詰め前に一回火入れする「生貯蔵」というお酒

日本酒は“生”の方が美味しい？

生酒と火入れ酒の違いを知る

もあります。「生」なのに火入れ!?と驚くかもしれません。かつて「生酒」は、冬の酒蔵だけで味わえる希少な限定品でした。そこで、「生酒」に近い味わいで、変質の危険の少ないお酒をめざして造られたのが「生詰」「生貯蔵」です。酒蔵や酒販店に冷蔵設備が入り、保冷車が普及し、変質の危険が少なくなった30年ほど前から、「生酒」は全国で一年中飲めるようになってきました。2回行うのが通例だった火入れを1回に留める酒蔵も増えています。

では、火入れで味がどう変わるか、簡単に紹介します。「生酒」「本生」 一回も火入れしないお酒。香り華やかで、躍動感あるフレッシュな味わいが魅力。微発砲することもあります。飲み方は冷酒がお勧め。酒質は不安定で非常に変化しやすいので、冷蔵保存が不可欠です。「生詰」 搾ったあとに一回火入れし、瓶詰めするか、タンクのなかで貯蔵して出荷するお酒。風味にフレッシュ感があり、酒質はやや不安定。冷蔵庫で保存しましょう。「生貯蔵酒」 生酒のまま貯蔵し、瓶詰の直前か直後に1回火入れして出荷するお酒。味や香りは穏やか。酒質は「生詰」より安定していますが、冷蔵保存を薦めます。「一般的なお酒」 1回火入れして貯蔵し、瓶詰のときに2回目の火入れをして出荷。風味は落ち着いていて、切れ味はシャープ。酒質が安定して、ブレがないので、冷酒～お燗まで対応。紫外線を避ければ、常温保存も可能。

【規定の概要】

タックス・ヘイブン対策税制は、内国法人のみならず日本居住者に対しても当然のことながら適用（外国関係会社に10%以上の持分を有する居住者）されます。

個人の場合は、合算される所得は雑所得に該当し総合課税の対象となり、累進課税の対象となります。

また、居住者に係る適用対象金額の計算方法は、その大部分を内国法人の適用対象金額の計算方法を準用

対象外国関係会社所得を居住者に合算する時点は？

対象外国関係会社納税法人税も外税控除対象に…

生し、国税当局に問い合わせたところ、明確な回答がなかったこともあります。法人の場合は、内国法人に係る特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から2カ月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の確定申告において合算課税を行うと定められています（措法66の6①）。

【対処に悩んだ事例】

日本居住者がタックス・ヘイブン対策税制の適用を受けるに当たり悩んでいるケースです。

（ケース1）合算すること

は理解したが、当該特定外国関係会社等が納付した外国法人税は、なぜに外国税額控除の対象とならないのでしょうか。法人の所得を個人所得とみなして合算したのであるなら、法人の所得に課される税も、たとえ法人税との名称であって

も、個人所得税に課された税とみなして、外国税額控除の対象とならないのでしょうか。

（ケース2）合算課税を行う時期は、特定外国子会社等の事業年度終了の日の2カ月経過する日ですが、その時点で居住者がすでに出国して非居住者になっていたら、合算課税する必要はないとの理解で良いのかです。

例えば、特定外国子会社等の決算月日が10月31日ですと、12月31日が居住者の所得に合算する日となりますが、すでに12月1日現在、日本を出国して非居住者に該当した場合はどう対処するかです。この場合は、合算課税の対象となるかどうかの判定時期となる10月31日の後の出国なので、合算対象になると考えるのか、出国が10月30日ですと12月31日前なので、さてどのように考えて対応すれば良いのが悩んでいます。

個人の場合は、法人と違い、居住者や非居住者になれる自由度は高いと思われるので、

【あつたらしいな、こんな規定】

（ケース1）外国税額控除の対象となる規定があれば、納税者の理解が得られるのですが…。

（ケース2）タックス・ヘイブン対策税制の対象者が個人の場合の「合算課税の判定時期と合算を行う時期」併せて、対象者が個人と法人の場合の規定の違う点についてFAQなどで明示していただけたら、悩みの解消になるのですが…。

国際税務

あつたらしいな

こんな規定

税理士 永田 金司



タックス・ヘイブン対象税制での合算対象判定時期と合算課税を行う時期個人編

【規定の概要】

タックス・ヘイブン対策税制は、内国法人のみならず日本居住者に対しても当然のことながら適用（外国関係会社に10%以上の持分を有する居住者）されます。

個人の場合は、合算される所得は雑所得に該当し総合課税の対象となり、累進課税の対象となります。

また、居住者に係る適用対象金額の計算方法は、その大部分を内国法人の適用対象金額の計算方法を準用

後の出国なので、合算対象になると考えるのか、出国が10月30日ですと12月31日前なので、さてどのように考えて対応すれば良いのが悩んでいます。

個人の場合は、法人と違い、居住者や非居住者になれる自由度は高いと思われるので、

【あつたらしいな、こんな規定】

（ケース1）外国税額控除の対象となる規定があれば、納税者の理解が得られるのですが…。

（ケース2）タックス・ヘイブン対策税制の対象者が個人の場合の「合算課税の判定時期と合算を行う時期」併せて、対象者が個人と法人の場合の規定の違う点についてFAQなどで明示していただけたら、悩みの解消になるのですが…。

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年分所得税等の確定申告をした納税人員における納税者1人当たりの所得金額になります。

答え=    万円

ナンプレの予想難易度：8

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 1 |   | 6 |   | 7 | 9 | 3 |   |
|   |   |   |   | C | 4 |   |   |   |
| 5 |   |   | 9 |   |   |   | 4 | 2 |
| 6 |   |   | 8 |   |   |   | 1 |   |
| 4 |   |   |   | 6 |   |   |   | 3 |
|   | 9 |   |   |   | 1 |   |   | 7 |
| 7 | 6 |   |   |   | 9 | B |   | 1 |
|   |   |   | 5 | A |   |   |   |   |
|   | 8 | 9 | 1 |   | 2 |   | 6 | 5 |

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。  
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ [quiz@zaikyo.or.jp](mailto:quiz@zaikyo.or.jp)

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 6月8日(日)

前回の答え     万人

TAX

ナンバー

プレイス

— 人と地球に“やさしい”をめざす —



代表取締役社長 中山 弘 志

- 破碎機・選別機
- 砕石プラント・リサイクルプラント
- 自走式リサイクル機械
- 土壌改良機
- 小水力発電システム

株式会社中山鉄工所  
本社・工場 / 〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町大字甘久2246-1  
TEL: (0954)22-4171(代) FAX: (0954)23-0691  
事業所 / 東京支店・大阪支店・名古屋営業所・広島営業所  
・仙台北支所・シンガポール現地法人

[www.ncjpn.com](http://www.ncjpn.com)

豊かな暮らしと環境を守る

コンクリート製品と瓦の総合メーカー

コンクリート二次製品・コンクリートブロックの製造・販売、瓦製品の販売・施工



代表取締役 馬 渡 洋 平

〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町大字甘久3498-2  
本社・工場 TEL: 0954-23-4145 FAX: 0954-23-1775  
事業所 若木工場・新堀工場・佐賀営業所

関信局

## 「伝統的酒造り」でイベントを開催

モデルの三吉さんと岩佐局長がトークセッション



関東信越国税局は5月18日、さいたま市の清水園で「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録記念イベントを開催した。このイベントは主に若者、ALT(外国語指導助手)などの在日外国人、インフルエンサーを対象に実施したもので、約100人の参加者に伝統的酒造りの魅力をさまざまな角度からPRした。

俳優・モデルの三吉彩花さんと岩佐局長とのトークセッションでは、三吉さんが若者目線で伝統的酒造りに対する感想等を述べていた。写真。

また、管内の日本酒を、日本酒ソムリエで第14代酒サムライの千葉麻里絵氏と清水園が考案した料理とあわせて「お酒の奥深さや、ペアリングの楽しさを知れて良かった」など、参加者は日本酒の新たな楽しみ方について、岩佐局長と

佐理局長とのトークセッションでは、三吉さんが若者目線で伝統的酒造りに対する感想等を述べていた。写真。

## 「中小企業支援保証制度の覚書」を締結

東海税理士会と静岡県信用保証協会



東海税理士会(片山泰宏会長)と静岡県信用保証協会(吉林章仁会長)は5月16日、東海税理士会会議室で「税理士連携中小企業支援保証制度の取扱いに関する覚書」を締結した。

この制度は、静岡県内における中小企業・小規模事業者の身近な専門家の税理士または税理士法人と信用保証

いての発見や驚きで盛り上がる。別会場では「親子で楽しめるワークショップ」と題し、米こうじ酒造りに馴染みのない人々にも興味を持ってもらえるような催しも行われ、会場を訪れた大勢の親子連れが列を作っていた。

協会が資金繰り相談を行い、金融機関とも連携しながら、中小企業者の抱える経営課題に対して早期に連携して課題解決を図るもの。当日は、覚書の概要説明の後、両会長による覚書の調印が行われた。写真。

税理士等、金融機関、信用保証協会の連携により、中小企業者の資金需要に応じた機動的な資金供給と中小企業者の経営の安定を図る。税理士等、金融機関、信用保証協会の連携により、中小企業者の資金需要に応じた機動的な資金供給と中小企業者の経営の安定を図る。

① 信用保証協会は、税理士等から中小企業者の資金繰り事前相談を受け付ける。

② 信用保証協会は、資金繰りの事前相談について内容を確認の上、方向性を税理士等に回答する。

③ 中小企業者は②の回答をもって金融機関に融資の申し込みを行う。

④ 信用保証協会は、保証限度額5000万円までの運転設備資金として期間10年以内で保証する。

⑤ 融資実行後、税理士等は、年2回モニタリングし、信用保証協会や金融機関に報告する。必要に応じて、税理士等、金融機関、信用保証協会は経営支援を行う。

## 新会員税務研修会を開く

札幌北法人会 加藤会長が取組状況など講話

公益社団法人札幌北法人会(加藤欽也会長)はこのほど、令和6年中に入会した新会員を対象とした、新会員税務研修会を新規会員16人出席のもと、札幌サンプラザで開催した。同研修会では、札幌北税務署担当官から、会社取引をめぐる税務Q&Aのほか、法人会が推奨している「自主点検チェックシート」の活用と留意点についての説明があった。

研修会の後半では、加藤会長が登壇し、あいさつに引き続き法人会の存在意義と公益社



団法人としての取組状況等について講話があり、札幌北法人会のメンバーである「楽しくなければ法人会じゃない」を法人会の各種事業・行事に参加して実感してもらいたいとのエールが送られた。写真。

令和6年においても、多数の会員から退会申し出があったことから、入会間もない会員に法人会活動への理解を深めてもらう貴重な場となった。

新人社員向けの「ビジネススマナー講座」をテーマに合同セミナーを開催した。写真。

札幌五法人会(札幌中・札幌西・札幌北・札幌五法人会)は、このほど、札幌市内の北海道経済センターで、株式会社藤本高等教育研究所代表取締役の藤本研一氏を講師に迎え「新入・若手社員向けビジネススマナー・敬語講座」をテーマに合同セミナーを開催した。写真。

前提となるコミュニケーションの取り方から始まり、ビジネスマ

ナーの基本や敬語の使い方について、日頃当たり前と思っていたことが相手には失礼なこともある、何気なく尊敬語として使っている言葉も実は違っていることもあるなど、様々な事例を基に大変分かりやすく説明した。

参加者からは「改めてマナーや敬語の使い方や学ぶことができた」「実践的な内容で勉強になりました」など、大変好評であった。

札幌五法人会(札幌中・札幌西・札幌北・札幌五法人会)は、このほど、札幌市内の北海道経済センターで、株式会社藤本高等教育研究所代表取締役の藤本研一氏を講師に迎え「新入・若手社員向けビジネススマナー・敬語講座」をテーマに合同セミナーを開催した。写真。

税務研修会に引き続き開催された懇親会「新会員交流2025」には、研修会出席者、新会員の紹介者と法人会役員など32人が参加し、紹介者の新会員紹介と、新会員からの自己紹介と自社PR、名刺交換などが行われた。

令和6年においても、多数の会員から退会申し出があったことから、入会間もない会員に法人会活動への理解を深めてもらう貴重な場となった。

新人社員向けの「ビジネススマナー講座」をテーマに合同セミナーを開催した。写真。

前提となるコミュニケーションの取り方から始まり、ビジネスマ

ナーの基本や敬語の使い方について、日頃当たり前と思っていたことが相手には失礼なこともある、何気なく尊敬語として使っている言葉も実は違っていることもあるなど、様々な事例を基に大変分かりやすく説明した。

参加者からは「改めてマナーや敬語の使い方や学ぶことができた」「実践的な内容で勉強になりました」など、大変好評であった。

札幌五法人会(札幌中・札幌西・札幌北・札幌五法人会)は、このほど、札幌市内の北海道経済センターで、株式会社藤本高等教育研究所代表取締役の藤本研一氏を講師に迎え「新入・若手社員向けビジネススマナー・敬語講座」をテーマに合同セミナーを開催した。写真。

前提となるコミュニケーションの取り方から始まり、ビジネスマ

## 地元の小学校で租税教室

松任法人会青年部 人形劇で税金の大切さ伝える



石川・公益社団法人松任法人会青年部会(山崎貴文部会長)は5月9日、野々市市立菅原小学校で租税教室を開催した。写真。

松任税務署管内では、法人会のほか税務署や各市、北陸税理士会松任支部(石黒敏晴支部長)が講師となり租税教室を開催している。

この日は児童向けに、税の使われ方について人形劇で分かりやすく伝え「税金は大切なもの、皆の生活の中で必ず役に立っている」と呼び掛けた。

また、各キャラクター(法人会：けんたくん、税務署：イータ君、白山市：ゆきママとしずちゃん、野々市市：のっティ)が登場し授業を盛り上げた。

児童からは、「税金がなくなったら町は大変になると分かった。家に帰って授業の話をする」などの声が聞かれ、税の大切さを知ってもらう有意義な機会となった。

ナールの基本や敬語の使い方について、日頃当たり前と思っていたことが相手には失礼なこともある、何気なく尊敬語として使っている言葉も実は違っていることもあるなど、様々な事例を基に大変分かりやすく説明した。

参加者からは「改めてマナーや敬語の使い方や学ぶことができた」「実践的な内容で勉強になりました」など、大変好評であった。

札幌五法人会(札幌中・札幌西・札幌北・札幌五法人会)は、このほど、札幌市内の北海道経済センターで、株式会社藤本高等教育研究所代表取締役の藤本研一氏を講師に迎え「新入・若手社員向けビジネススマナー・敬語講座」をテーマに合同セミナーを開催した。写真。

前提となるコミュニケーションの取り方から始まり、ビジネスマ

ナーの基本や敬語の使い方について、日頃当たり前と思っていたことが相手には失礼なこともある、何気なく尊敬語として使っている言葉も実は違っていることもあるなど、様々な事例を基に大変分かりやすく説明した。

参加者からは「改めてマナーや敬語の使い方や学ぶことができた」「実践的な内容で勉強になりました」など、大変好評であった。

佐賀・嬉野温泉

政府登録 嬉野観光ホテル

大正屋

〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町温泉一区  
TEL0954-42-1170 FAX0954-42-2346  
www.taishoya.com

椎葉山荘

〒843-0304 嬉野町岩屋川内字椎葉  
TEL0954-42-3600 FAX0954-42-3700  
www.shiibasanso.com

湯の川本舗

〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町下宿2302-3  
TEL・FAX 0954-42-1498

## 啓発商品

民間納税協力団体の  
方々に活用いただいている

☆記念品・参加賞等として、「団体名」「PR」等を入れたグッズを承ります!

【取扱いグッズ】ボールペン、シャープペン、クリアホルダー etc.

※ その他各種商品を取り揃えています。詳細はお問合せください。 ※ 200個以上のご注文より承ります。(一部の商品印刷不可)

問合せ先

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03(3829)4141(代)

FAX 03(3829)4001

URL http://www.zaikyo.or.jp